



Title	日本側補充報告(2) 外国人の人権 : 刑事法の観点から
Author(s)	白取, 祐司
Citation	北大法学論集, 46(6), 315-323
Issue Date	1996-03-29
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15651">http://hdl.handle.net/2115/15651</a>
Type	bulletin (article)
File Information	46(6)_p315-323.pdf



[Instructions for use](#)

## 外国人の人権——刑事法の観点から

白 取 祐 司

### 序——何が問題か

問題の所在を示すため、まず具体的事例をあげる。これは一九九一年に札幌で起こった事件である。同年四月二六日、いわゆる「当番弁護士」第一号として接見にかけつけた二人の弁護士を待っていたのは、ニュージーランド人であった。彼は、自分が何の嫌疑で逮捕されたのか、窃盗らしいが「刑事の英語がブロークンで分からない」という。彼は英語で「Give me a lawyer」と叫び続けたが、無視された。さらに、裁判官は勾留質問の際、専門の通訳を雇いながら、勾留質問の意義や勾留の要件・効果などについて説明しないまま勾留決定をした。このニュージーランド人被疑者の質問に対しては、「あとで (later)」と言ったまま説明しなかったという。弁護士は、国際人権法に定める外国語使用原則が遵

守されないまま勾留決定がなされたとして勾留取消を求めて準抗告をした。一九九一年五月一〇日、札幌地裁は、英語での勾留質問の意義等につき「説明することは被疑者保護のためにより望ましい」としながら、その説明を欠いても直ちに手続は違法にならないとして棄却した。弁護人の特別抗告に対して、最高裁は、五月一四日、これを棄却したが、同時に、全国の地裁刑事部に、外国人に対してはその理解できる言語で勾留質問の説明を尽くすよう通達をだした。<sup>(1)</sup>

この事件を簡単に総括すると、まず、①逮捕段階でなされるべき被疑事実および権利告知が、十分行われなかった、②勾留という裁判官が関与する段階でも、十分勾留の意義等の説明が行われなかった、③裁判所は、これらの手続の違法を正面から認めることはしなかったものの、通達というかたちで、一定の配慮は示した。

刑事手続に、日本語を解さない外国人が関わったときどうすべきかの問題は、今はじまったばかりである。本題に入る前に、問題の背景に目を向けてみよう。

## 一 問題の背景

### (A) 外国人犯罪の増加

平成六年版『犯罪白書』によれば、一九九三年の来日外国人（日本にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者、在日米軍関係者および在留資格不明の者以外の者をいう）の刑法犯の検挙人員（交通関係業過を除く）は、七、二七六人で、刑法犯検挙人員総数の二・四パーセントを占める。この数値は、最近一〇年間で五・六倍になっているという。その結果、刑法犯検挙人員総数に占める外国人の比率も、一九八〇年の二・五パーセントから、一九九三年には四・一パー

セントと上昇している。<sup>(2)</sup>

次に罪名別特徴であるが、来日外国人による罪名は、最近のどの年次においても窃盗が首位を占め、次いで占有離脱物横領となっている。一九九三年の罪名別構成比をみると、窃盗が五四・九パーセント、占有離脱物横領が三〇・五パーセントで、このふたつで来日外国人の刑法犯検挙人員総数の九割近くを占める。なお、来日外国人の特別法犯の送致人員をみると、入管法違反が全体の六九・七パーセントで首位、以下順に、売春防止法違反八・一パーセント、覚せい剤取締法違反五・五パーセント、大麻取締法違反四・七パーセントとなっている。国籍別でいうと、刑法犯では、中国、韓国、朝鮮、イラン、フィリピン、マレーシア等が、特別法犯では、タイ、中国、韓国、朝鮮、フィリピン、マレーシア等が多い。

最後に、検察庁の来日外国人被疑事件の終局処理状況だが、起訴率五四・四パーセント、起訴猶予率四三・三パーセントとなっている。検察庁で処理された全事件に比べ、起訴率が低く、起訴猶予率が高くなっている。また、起訴後、通訳人のついた外国人事件の一番有罪人員は、三、五二一人であり、ここ一〇年で一一・〇倍になった。

以上が、統計に現れた外国人刑事事件の動向である。とりわけアジア諸国からの来日外国人の激増に比例して、全検挙犯に占める外国人の割合、絶対数ともに急増している。しかも、通訳人のついた事件数・率から推測できるとおり、来日外国人の被疑者・被告人には、日本語を解さない者がきわめて多数含まれているようである。

## (B) 現行法の不備と対策

それでは、外国人被疑者・被告人の権利に関して、現行法はどのような規定を置いているか。

まず、日本国憲法は、その三一条以下に、刑事法上の人権規定を多数置いている。それらの規定のいずれもが、権利の主体を「何人も」と表し、「日本国民」に限定してはいいないことに注意しなければならない。現行憲法に外国人の人権に関する規定はないが、憲法の精神からすれば、たとえば令状を外国人被疑者に提示する際には訳文の添付が必要であると解すべきであろう。

市民的及び政治的権利に関する国際規約一四三条三項(f)は、「無料で通訳人の援助を受ける権利」を定めている。この権利は、公判段階においては、現行刑法施行時より保障されてきた。すなわち、裁判所では日本語を用いることになっているが(裁判所法七四条)、「国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」(刑訴法一七五条)とあるので、外国人が被告人となる刑事事件では通訳が付される。被告人が外国人でも、証人が日本語で証言する場合には刑訴法上は必ずしも通訳をつけなくてもよいようだが、実務上は必ず通訳をつけているとい<sup>(3)</sup>う。刑事訴訟法上は、右の規定の他に、翻訳に関する一七七条、捜査官の通訳の囑託に関する二二三条一項があるのみである。

このように、現行法は、公判段階における通訳に関しては明文を置き、実務上も通訳を受ける権利は守られているようであるが、とりわけ捜査段階、公訴提起の場面における外国人の権利保障についての規定が整備されていない。

立法ないし制度上の整備が将来不可欠であること言を待たないが、現実の多数の外国人被疑者・被告人を前に、さしあたり、何らかの手を打たなければいけない。そこでまず、法務省・検察庁では、全国版の通訳人名簿の作成・配布、通訳人マニュアル、各国語の「法廷用語対訳集」の配布などを行ってきた。裁判所サイドでも、高裁単位の通訳人名簿の作成・備付け、「法廷通訳ハンドブック」の作成・配布を行った。各地の単位弁護士会では、地域の通訳人協会の設立、外国人被疑者・家族に日本の刑事手続を理解させるためのパンフレットの作成を行うほか、全国レベルでマニュアル等

の作成、外国人弁護をテーマとする経験交流会の開催などを行ってきた。

以上が、現行法の不備と、それを埋め合わせるための実務法曹の対応の概略である。次に、刑事手続の流れに沿って、外国人の人権の現状と問題点を概観することにしよう。

## 二 権利保障実現のために

### (A) 捜査段階

捜査の場面で最も「人権」が問題になるのは、被疑者が外国人であるか否かを問わず、取調べであろう。外国人の場合には、取調べ一般の問題に加え、黙秘権・弁護権等の権利告知が通訳を介して適正に行われたか、という別の問題が生じる。近年、この点が争われた事例・判例がいくつか登場しているが、ここでは、一九九〇年に無罪判決のあったパキスタン人現住建造物放火事件を取り上げる。<sup>(4)</sup>この事件の被告人は、ウルドゥ語しか理解できないのでウルドゥ語の通訳を介して取調べが行われたが、その通訳人は黙秘権を知らなかった等法律的素養に欠ける者であった。そのため、被疑者に対する黙秘権、弁護人選任権等の告知が不十分であったほか、自白させようと同国人の被害者を被疑者と面談させて圧力をかけたこと、別件の不法残留の罪で逮捕して取調べ中の自白であること等を理由として、浦和地裁は、このようにして得られた自白の証拠能力、信用性を否定し、無罪を言い渡した。

この判決で注目すべきは、通訳人を付すにあたっての一般論として、次のように論じていることである。すなわち、本件のような能力・素養のない通訳人については、捜査官が通訳人にその責務を自覚させるとともに、「少なくとも供

述調書の読み聞けの段階については、これを録音テープに収めるなどして、後日の紛争に備えるくらいの対策が要求されるし、一般に、外国人被疑者に対する取調べにおいては、「最小限度、供述調書の読み聞けと署名・指印に関する応答及び取調べの冒頭における権利告知の各状況については」<sup>(5)</sup>「確実に録音テープに収める必要がある」と。

他にも、通訳人の通訳の正確性や公平さに疑問があるとして原判決を破棄した一九九一年の大阪高裁判例、ベルシャ語を母国語とする被害者の取調べを英語の通訳人を介して行われたことの違法性が争われ（結果的には適法とされ）た一九九二年の東京高裁判例<sup>(6)</sup>などがある。いずれの場合にも、取調べが密室で行われ、弁護人の立会いも認められていないという、可視化されていない日本の捜査実務の問題点が背景にある。取調べにおける弁護人の立会いが無理なら、浦和地裁のいうように、せめてテープ録音をして手続の適正さを担保する方途がとられるべきであろう。

捜査段階で外国人の人権が問題になる他の場面は、弁護人との接見交通である。一般に、弁護人が被疑者の母国語を解することを期待することはできないから、通訳人を同行する。ここから、日本人の場合とは異なる問題が生じる。すなわち、①地方によっては通訳人の身分の確認が厳しく、接見に支障を来す、②通訳の時間がかかるため、接見時間も通常の倍以上かかる、③そもそも通訳人を探して速やかに接見に行くことが、特に少数言語の場合、困難なことが少なくない、等である。

異郷の地で逮捕、勾留されている被疑者の不安を除去し、自白強要を防止するためにも、右のような困難はあるものの、早期かつ適切な接見が望まれるところである。<sup>(7)</sup>

## (B) 公判・裁判・執行

検察官により公訴提起がなされると、裁判所は遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない（刑訴法二七一条一項）。これは、適正手続の一内容として被告人に「告知と聴問」を受ける権利を保障し、速やかに防御の準備を開始できるようにするためのもので、二カ月以内に謄本が被告人に送達されないとときは公訴提起はさかのぼってその効力を失う（同条二項）。このような法の趣旨からすれば、外国人に対する起訴状謄本の送達に際して、翻訳文の添付が望ましいことについては異論がない。しかし、添付が法的な義務か否かについては、訳文添付を命じる法の明文がなく、実務上も、起訴状受理後謄本送達までのわずかな時間の間に、すべての言語につき正確な訳文を付すことが極めて困難であるところから、一九九一年の東京高裁は、訳文が添付されていなくても、公判手続全体を通して訴追事実を告げられ防御の機会を与えられていれば「憲法三一条には違反していない」とする。<sup>(8)</sup>ただ、実務において、右判決を契機として、一部の言語につき、起訴状謄本、弁護人選任に関する通知および照会書を送達する際に、被告人が起訴されたという事実のほかに、弁護人選任手続および公判手続の概略について、当該被告人に理解できる言語で分かりやすく説明した文書を併せて送付する措置が講じられるようになった。<sup>(9)</sup>

次に公判段階だが、ここでの通訳は、先に述べたとおり、刑訴法一七五条によって保障されている。ただ、捜査段階についての通訳人が公判廷でも法廷通訳人として選任されるかは、公正の観点から問題となりうる。<sup>(10)</sup>法廷通訳人について、より公正なチェックをするために、いわゆる「チェックインタープリター」の採用が考えられる。これは、法廷通訳者の通訳をその場でチェックし、弁護人を介し、または弁護人とともに異議を述べる制度で、日本では「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（一九六〇年）一七条九項(i)の「必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利」にもとづき、アメリカ合衆国の軍人、軍属にのみ認められている。これを一般の外国人にも拡げるべきであると強く主張されている。<sup>(11)</sup>



最後に、行刑処遇上の問題点にふれることにする。一九九三年の外国人新受刑者は七三四人であり、国別では、韓国・朝鮮四五七人、中国四〇人、アメリカ一八人、その他二一九人である<sup>(12)</sup>。このうち、「日本人と異なる処遇を必要とする外国人」と判定されたF級受刑者は二四五人で、その大半は府中刑務所に集められている。法務総合研究所が一九九三年に行った調査によると、調査対象となったF級受刑者三七二人のうち、日本語、英語、中国語の三カ国語のすべてが「まったくできない」者が、日常会話で二四人、読書で六一人いるという。信仰している宗教では、キリスト教三〇・一パーセント、イスラム教一八・〇パーセント、仏教一六・四パーセントである。これらの事情から、処遇上格別の配慮がなされ、外国人被収容者の居室はベッドが備え付けられているため、一般の日本人受刑者の居室より広く、外国人用に机、椅子、シャワー設備があるほか、外国人の風俗・習慣・宗教上の慣行等を参酌して相応の配慮がなされているという。

しかし、それでも、日本で逮捕・勾留されたイギリス人の青年が、母親に手紙で「(日本の)拘置所は生き地獄」と訴え、イギリスの新聞に報じられた<sup>(13)</sup>。拘置所は未決の被疑者・被告人が収容されるところで、無罪の推定原則からいっても、刑務所以上に人間的に扱われなければならないはずだが、たとえば「室内では、みだりに立ったり、横になつたり、寝具によりかかったりしないこと」「窓・鉄椅子に衣類・タオルなどを掛けないこと」といった細かい規則が定められ、懲罰によって強制されている。このイギリス人にとって、日本の拘置所は想像を絶するものだったようだ。

ここから見えてくるのは、外国人の人権ないし処遇の問題を通して、実は、日本の刑事司法、あるいは行刑の水準が問われているということである。「国際化」とは、外に向かって体裁を整えることではなく、ほかならぬ我々自身の問題であった。

注

- (1) 以上の経緯につき、村岡啓一「ケース・レポート・外国人窃盗事件」『法学セミナー』四四六号（一九九二年）六二頁、札幌地決平成三・五・一〇判夕七六七号二八〇頁、札幌地判平成三・一一・二五判夕七八七号二八五頁参照。
- (2) 法務省法務総合研究所編『平成六年版犯罪白書』二四〇頁以下。以下の数値も同白書に拠る。
- (3) 喜田村洋一「法廷通訳」『法学教室』一七八号（一九九五年）二頁。その理由は、被告人が手続を理解できないのであれば防衛権を適切に行使できないし、適正な手続（憲法三一条）ともいえないからである。
- (4) 浦和地判平成二・一〇・一二判時一三七六号二四頁。
- (5) 大阪高判平成三・一一・一九判時一四三六号一四三頁。
- (6) 東京高判平成四・四・八判時一四三四号一四〇頁。他に、東京高判平成四・七・二〇判時一四三四号一四〇頁がある。
- (7) 梓澤和幸Ⅱ三木恵美子「外国人事件の弁護はどのように行うか」竹澤哲夫ほか編『刑事弁護の技術（下）』（一九九四年）四六八頁。
- (8) 東京高判平成二・一一・二九高刑集四三卷三号二〇二頁、同平成三・九・一八高刑集四四卷三号一八七頁等。
- (9) 藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法』四卷（一九九四年）三四二頁。
- (10) 大阪高判平成三・一一・一九（前注（5））参照。
- (11) 梓澤和幸Ⅱ三木恵美子・前掲論文四八〇頁。
- (12) 前掲『平成六年版犯罪白書』二七三頁以下。以下の数値および法務総合研究所の調査結果とも、同箇所による。
- (13) 前田朗「WELCOME TO JAPAN?」『法学セミナー』四五〇号（一九九二年）七〇頁。

# LES DROIT DES ÉTRANGERS AU JAPON

## — Du point de vue du droit pénal —

Yuji SHIRATORI\*

### Introduction

D'abord, pour mieux présenter la situation actuelle, il vaut mieux donner un exemple concret de ce qui s'est passé à Sapporo en 1991. Un Néo-Zélandais a été arrêté comme suspect de vol. Bien qu'il ait demandé, en anglais, la désignation d'un avocat d'office, son souhait a été meconnu non seulement par les policiers mais aussi par le juge qui allait l'interroger pour décider la détention provisoire. Après, son avocat a fait un recours extraordinaire à la Cour suprême en affirmant la violation de la Convention internationale. La Cour suprême a rejeté le recours, mais, en même temps, elle a envoyé à tous les tribunaux de l'instruction que, lorsque le juge interroge un suspect étranger avant la détention provisoire, il est nécessaire d'utiliser sa propre langue.

Cette affaire suggère l'insuffisance et la nécessité des droits des étrangers dans le domaine pénal.

### I Questions préalables

#### A) L'augmentation récente des infractions commis par des étrangers

D'après les statistiques, le nombre des auteurs d'infraction reconnus par la police est devenu de 7.276, dix fois plus qu'il y a dix ans, excepté les infractions routières (l'homicide involontaire provenant d'accident routière ou la violation du Code de la route). La plupart des auteurs sont des étrangers

---

\*Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido

asiatiques qui sont venus travailler récemment et ne parlent ni japonais ni anglais. Si bien qu'à l'audience, le cas où le tribunal doit désigner un interprète pour le prévenu a augmenté onze fois plus qu'il y a dix ans.

B) L'insuffisance législative pour des étrangers présumés auteurs d'infraction et les mesures pratiques

En ce qui concerne le droit à l'assistance d'un interprète gratuit, que le Pacte international relatif aux droits civils et politiques garantie explicitement, la législation japonaise semble relativement satisfaisante, mais seulement pendant l'audience. Ce qui est problématique chez nous, avant la poursuite, la garantie d'interprète n'est pas suffisante législativement et pratiquement. C'est pour cela que l'autorité judiciaire a rédigé la liste des interprètes de chaque région et le manuel pour des interprètes en plusieurs langues et les a distribué à tous les tribunaux.

Bien entendu, les barreaux ont fait aussi des pareils efforts.

II Comment protéger les droits des étrangers ?

A) Pendant l'investigation

Puisque le système japonais n'admet pas l'assistance d'avocat lors de l'interrogation des enquêteurs, comme les auteurs l'affirment, il se peut que les policiers violent les droits de la défense d'un suspect (par exemple, droit au silence) afin d'obtenir son aveu. Quand le suspect est étranger et ne pouvant parler japonais, la situation sera pire sans la protection législative. C'est pour sauver les prévenus étrangers mal traités que quelques décisions récentes des tribunaux de district ont accusé la négligence des policiers de notification des droits de la défense en la langue compréhensible pour ces étrangers et n'ont pas hésité les acquitter.

En tout état de cause, une nouvelle législation rapide est nécessaire.

B) Pendant l'audience et la mesure pénitentiaire

Tout d'abord, au début de l'audience, il faut transmettre l'acte d'accusation au prévenu dans les deux mois après la poursuite. Dans ce cas-là, faut-il ajouter la traduction pour le suspect étranger? Evidemment, ce sera souhaitable. Mais, ce n'est pas juridiquement obligatoire, le Tribunal d'appel de Tokyo l'a déclaré en 1991. Cependant, malgré cette décision, en principe, la pratique a été améliorée et la traduction (plutôt une explication moins juridique du fait et du procès postérieur) a été ajoutée pratiquement obligatoirement à l'acte d'accusation.

Pendant l'audience, la garantie d'un interprète pour les étrangers est comparativement suffisante. Toutefois, bien que la jurisprudence décide le contraire, certains affirment que pour réaliser une interprétation équitable, l'interprète pendant l'enquête ne doit pas être le même que celui de l'audience.

Dernièrement, en ce qui concerne les conditions des détenus étrangers, dont le nombre nouvellement accueilli en 1993 est 734, les Japonais s'efforcent de compléter des conditions matérielles dans la prison, par exemple, en équipant de douche individuelle, d'un lit, d'un bureau... pour les étrangers. Quand même, un Anglais incarcéré au Japon a dénoncé publiquement la sévérité de la vie de prison japonaise. Pour ce jeune garçon anglais, les règles internes semblaient très lourdes.

Considérer le droit des étrangers, c'est considérer le droit de l'être humain, aussi bien que les Japonais.